

枚方市立総合福祉会館の指定管理について

健康福祉政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）につきましては、平成18年（2006年）4月1日から指定管理者制度を導入しており、指定管理者の提案により、福祉をテーマにした講座や、いこいのミニライブ、障害者を対象とする水泳教室等を実施されるなど、利用者サービスの向上が図られています。

今後も住民サービスの向上や、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者の指定期間の満了に伴い、令和7年度（2025年度）において、次期指定管理者の選定を行います。

内容、今後の予定等は、以下のとおりです。

2. 内容

(1) 施設

名称 枚方市立総合福祉会館
所在地 枚方市新町2丁目1番35号

(2) 指定管理期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間

(3) 指定管理者の選定方法

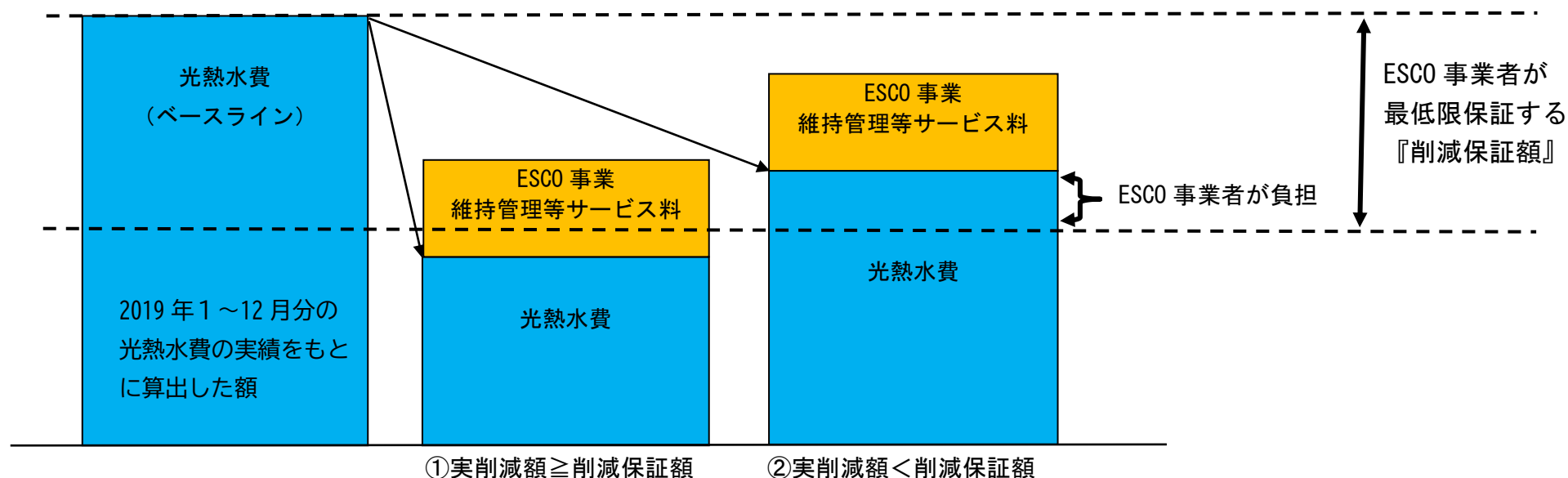
公募を実施し、指定管理者選定委員会に諮ります。

(4) E S C O事業の導入

令和7年度（2025年度）に、館内設備等の省エネルギー化や光熱水費の効果的な削減のほか、維持管理の効率化や老朽設備の改修を図ることを目的に、民間事業者が持つノウハウを最大限活用し、必要となる「技術」「設備」「人材」などが包括的に提供される「E S C O事業」を導入します。

令和8年度～12年度（2026年度～2030年度）においては、改修後の設備について、E S C O事業者が維持管理を行うものです。

【令和8年度～12年度（2026年度～2030年度）の光熱水費削減イメージ】



①実削減額が削減保証額以上のときは、維持管理等サービス料を支払う。

②実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を維持管理等サービス料から減額する。

※省エネ効果の計測や評価、機器の維持管理等を行うESCO事業の維持管理等サービス料は、ESCO事業者に対し市が支払います。

※光熱水費（電気・ガス・水道料金）については、従来どおり指定管理者が支払います（環境部が進める「電力一括調達業務」において、令和10年度（2028年度）予定の適応水準の見直しにあわせて、本施設の追加について協議する予定です）。

3. 実施時期等

令和7年 (2025年)	6月	市民福祉委員協議会へ報告
	6月～10月	指定管理者選定委員会の開催（3回程度）
	11月	市民福祉委員協議会へ報告
	12月	定例月議会へ枚方市立総合福祉会館の指定管理者の指定議案提出
令和8年 (2026年)	4月	次期指定管理者による管理運営の開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	1. 安全で、利便性の高いまち
	施策目標	5. 快適で暮らしやすい環境を備えたまち
	基本目標	5. 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち
	施策目標	27. 地球温暖化対策に取り組むまち

5. 関係法令・条例等

地方自治法（第244条の2）

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

枚方市立総合福祉会館条例



6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 14万2,500円

支出内訳 枚方市指定管理者選定委員会に係る委員報酬：14万2,500円（9,500円×5人×3回）

《財 源》 一般財源：14万2,500円

【今後発生するコスト（ランニングコスト等）】 指定管理料：1億6,830万1千円／年
（現行の指定管理期間における指定管理料を記載しています。）

【参考】

ESCO事業委託料

- ・改修工事等サービス料：3億8,181万円／年〈令和7年度（2025年度）〉
- ・維持管理等サービス料：627万円／年〈令和8年度～12年度（2026年度～2030年度）〉